

東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）

- ・ 東日本大震災復興基本法により、政府として毎年国会に対し、震災からの復興の状況を報告するもの。今回は、平成 27 年 10 月～平成 28 年 9 月を中心にまとめた。
- ・ 本報告は、平成 28 年 3 月に閣議決定された、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」のフォローアップを兼ねる。

I 復興の現状

- これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、平成 28 年度にかけ、多くの恒久住宅が完成の時期を迎える。さらに、産業・生業の再生も着実に進展しており、復興は新たなステージを迎えつつある。
- また、福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少しており、一部市町村で避難指示の解除等が実施されている。
- 一方で、被災者一人ひとりが直面している課題は、個人の置かれた環境等に応じて様々に異なる。また、被害の規模等によって地域ごとに復興の進捗状況にばらつきもみられる。復興の進展に伴い、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあり、それらに対応したきめ細かな支援が必要となっている。

1 避難者等の状況

- 全国で約 47 万人に上った避難者は、平成 28 年 9 月 12 日時点で、約 14 万人。仮設住宅等への入居者数は減少しており、恒久住宅への移転が進んでいる。

2 地域づくり

- 公共インフラは、応急復旧から本格的な復旧・復興の段階へ移行している。高台移転や災害公営住宅についても、被災 3 県でほぼ全ての事業が始まる等、着実に進展している。
- 平成 29 年 3 月までの民間住宅等用宅地の整備見通しは、岩手県が概ね 6 割、宮城県が概ね 8 割、福島県が概ね 7 割、災害公営住宅の完成見通しは、岩手県が概ね 9 割、宮城県が概ね 9 割、福島県が概ね 8 割である。

3 産業・雇用

- 大きな被害を受けた 3 県の企業活動は、概ね震災前の水準程度に回復してきている。
- グループ補助金交付先企業の 4 割以上が、震災前の売上水準まで回復。業種別では、最も高い建設業では約 8 割が回復している一方、最も低い水産・食品加工業では約 3 割にとどまっている。
- 被災 3 県の有効求人倍率は 1 倍以上となっており、雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域もある。

4 原子力災害からの復興

- これまでに田村市、楡葉町、葛尾村、川内村、南相馬市の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除された。避難指示区域からの避難者数は、平成 28 年 7 月時点で約 5.7 万人である。
- 国が直接除染を行う地域については、実施計画を策定した 11 市町村のうち 7 市町村で除染が終了。残る 4 市町村についても平成 29 年 3 月完了を目指し、当該計画に基づく除染を進めている。

II 復興の取組

- 政府は、平成 28 年度から平成 32 年度を「復興・創生期間」と位置付け、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細やかに対応しつつ、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現することを目指し、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を平成 28 年 3 月に閣議決定した。
- 省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災からの復興、そして福島の再生をさらに加速する。

1 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

- 被災者の避難生活が長期化する中、被災者の健康面などの影響、また、災害公営住宅等へ入居した被災者においても、そこでの生活の定着には様々な不自由等が懸念されることから、被災者の心身のケア、被災者の移転に伴うコミュニティ形成の支援、被災者の住宅・生活再建に関する相談支援等に取り組んでいる。

(2) 住まいとまちの復興

- 引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画通り進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援していく。
- また、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の確保、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

(3) 産業・生業の再生

- 仮設店舗から本設店舗への移行、商店街の再建への支援等を通じたまちのにぎわいの再生や、水産加工業の販路の回復・新規創出に向けた取組等を支援している。

(4) 観光の振興

- 観光については、平成 28 年を「東北観光復興元年」とし、「東北観光アドバイザー会議」の提言を受けて、関係省庁や地方公共団体等が連携し取組を進めている。

(5) 「新しい東北」の創造に向けて

- 震災復興に当たって、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった全国の地域社会が抱える課題を被災地において解決することを目指し、「新しい東北」を引き続き推進。
- 先進的な取組の加速化、新たな取組を実施する被災地の自治体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開、情報発信の強化等に取り組んでいる。

2 原子力災害からの復興・再生

- 福島では、遅くとも事故から 6 年後（平成 29 年 3 月）までに避難指示解除準備区域・居住制限区域の避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。また、帰還困難区域については、平成 28 年 8 月、復興推進会議・原子力災害対策本部会議合同会合において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」を決定した。

3 復興の姿と震災の記憶・教訓

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、聖火リレーの実施等に向けた被災地との連携、同大会やラグビーWC2019 を通じた復興の姿の世界への発信を実施する。
- また、復興の進捗状況及び放射線に関する理解の促進についての情報発信や、国営追悼・祈念施設の整備、復興全般にわたる取組の集約・総括、防災教育の更なる充実に向けた取組を進めていく。